



2022年11月30日

各 位

会社名 東 芝 テ ッ ク 株 式 会 社  
代表者名 代表取締役社長 錦 織 弘 信  
(コード番号：6588 東証プライム)  
問合せ先 経営企画部コーポレートコミュニケーション室長  
阿 部 明  
(TEL 03-6830-9151)

## 和解による訴訟の解決に関するお知らせ

当社及び国内子会社1社は、セミセルフレジに関する特許権に関連して、(株)寺岡精工から訴訟の提起及び仮処分命令の申立てを受けておりましたが、2022年11月30日に和解により解決いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 訴訟の提起及び仮処分命令の申立てから解決に至るまでの経緯

当社及び国内子会社1社(以下、「当社等」という。)は、セミセルフレジに関する特許権を侵害しているとして、(株)寺岡精工(以下「原告」という。)により東京地方裁判所に提起された、特許権侵害訴訟の訴状及び仮処分命令の申立ての申立書を2021年6月に受領し、更に2022年2月にも仮処分命令申立ての申立書を受領しました。(以下これらの訴訟及び仮処分申し立てを総称して「寺岡提訴案件」という。)

一方で、当社は、原告及びそのグループ会社である(株)デジアイズを債務者として、当社が保有する特許権に基づき、数件の仮処分命令の申立てを東京地方裁判所に提起するとともに(以下これらを総称して「当社申立案件」という。)、寺岡提訴案件の内容を精査して適切に対処して行くこととしておりました。

2023年3月期第1四半期において、東京地方裁判所から原告及び当社等の双方に対して和解の勧めがなされたことから、当社は、2022年7月以降、寺岡提訴案件及び当社申立案件の解決に向けて原告との間で和解交渉を行ってまいりましたところ、2022年11月30日に原告との間で和解が成立したことから、寺岡提訴案件及び当社申立案件は解決いたしました。

#### 2. 和解の相手方

- (1) 名称：(株)寺岡精工
- (2) 所在地：東京都大田区久が原五丁目13番12号

(3) 代表者の氏名：代表取締役会長 兼 Chief Technology Architect 寺岡和治

### 3. 和解の主な内容

和解は、当社が原告に対して、解決金として69億円を支払うこと、当社が2024年5月以降、当社が提供してきたセミセルフ POS システム（下記 [注] 参照。以下「所定のセミセルフ POS システム」という。）の販売を終了すること、販売終了までの一定期間に限り原告から特許等につき有償のライセンスを受け、所定のセミセルフ POS システムを販売すること、原告が寺岡提訴案件に関する訴え及び申立てを取り下げること、及び当社が当社申立案件に関する申立てを取り下げること

を主な内容としております。

[注]： 店員が消費者の購入商品の登録を登録機で行い、複数の会計機のうちから店員によって選択された会計機で消費者が会計を行うセミセルフ POS システムであって、消費者が会計に使用する会計機と登録機の商品登録データの転送につき、当社 POS ソフトウェア PrimeStore Rev. 1～34と同じ方式をとるもの。

### 4. 今後の見通し

本件による2023年3月期の連結業績への影響につきましては、2022年11月10日開示の「通期連結業績予想の修正及び期末配当予想の修正に関するお知らせ」及び「特別損失（訴訟損失引当金繰入額）の計上に関するお知らせ」にて、開示しております。

### 5. 今後の当社の方針

2024年5月以降、所定のセミセルフ POS システム（上記「3. 和解の主な内容」の [注] 参照。）の販売を終了することに伴い、当社は新チェックアウトソリューションをご提供してまいります。新チェックアウトソリューションでは、当社の持つ様々なチェックアウト方式を組み合わせ、店舗の省力省人化に加え、消費者の利便性向上や新たな購買体験を実現できるパーソナルチェックアウト市場の拡大を目指します。パーソナルチェックアウトの普及により、当社が成長戦略と位置付けるデータ&ソリューションビジネスの強固な基盤を構築し、お客様・パートナー様との共創にて流通業界のエコシステムの実現を目指します。

以 上